

公益法人への契約以外の支出について(「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づくもの)

支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額又は最低限 の金額 (単位:円)	支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の 区分	国所管又は 都道府県所 管の区分
公益財団法人 マンション管理センター	9010005003393	定期購読料	4,980	—	令和8年4月10日	—	公財	国所管
		広告掲載料	652,000	—	令和8年4月24日、6月5日	—		
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	会費	100,000	一口100,000	令和8年4月10日	監事の職務に必要な最新の法律・ 会計・監査実務知識などを定期的 に入手することにより、より高度で 効果的な監事監査に資するため。	公社	国所管
		受講料	25,300	—	令和8年5月22日、6月12日	—		
公益社団法人 全国市街地再開発協会	6010405001223	定期購読料	192,000	—	令和8年4月17日	—	公社	国所管
		広告掲載料	150,000	—	令和8年4月24日、5月29日	—		
		会費	80,000	一口80,000	令和8年6月26日	当機構のまちづくり融資の情報発 信及び市街地の再開発や密集市 街地の整備等に関する情報収集 に資するため。		
公益社団法人 日本不動産学会	6010005005252	会費	100,000	一口100,000	令和8年4月17日	実務報告会等を通じ、職員の専門 能力及び当機構のプレゼンス向上 に資するため。	公社	国所管
公益社団法人 日本経済研究センター	5010005015228	経済データ利用料	990,000	—	令和8年4月17日	—	公社	国所管
公益社団法人 日本複製権センター	8010405010536	複写利用手数料	280,002	—	令和8年4月24日	—	公社	国所管
公益財団法人 21世紀職業財団	7010005003890	フォーラム参加料	770,000	—	令和8年5月8日	—	公財	国所管
公益社団法人 広島県建築士会	2240005000779	チラシ封入料、メール 送信料	126,520	—	令和8年5月29日	—	公社	県所管

(注)

1「公益法人」には、国の所管である特例民法法人、公益社団法人及び公益財団法人が含まれる。

2「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

3「会費一口当たりの金額又は最低限の金額」欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額又は最低限の額を記載する。

4 公益法人の区分については、「公益財団法人」は「公財」、「公益社団法人」は「公社」、「特例財団法人」は「特財」、「特例社団法人」は「特社」と記載する。